簡易裁判所判事に任命する
（福岡家庭裁判所判事兼福岡地方裁判所判事・福岡簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　林田　宗一
兼官を免ずる（以上一月四日）

○防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
防衛大臣小野寺五典海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（一月五日）
大谷　吉史
簡易裁判所判事に任命する（一月六日）

○外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　谷垣　禎一
国家公安委員会委員長古屋圭司海外出張不在中国家公安委員会委員長事務代理を命ずる
同　谷垣　禎一
内閣府特命担当大臣古屋圭司海外出張不在中内閣府特命担当大臣（防災担当）事務代理を命ずる
谷内正太郎
国家安全保障局長に任命する
内閣総理大臣補佐官　礒崎　陽輔
国家安全保障に関する重要政策及び選挙制度を担当させる（以上一月七日）

復興庁

（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　松本真太郎
復興事務官（統括官付参事官）に併任する（一月六日）

最高裁判所

名古屋高等裁判所判事　加藤　幸雄
名古屋地方裁判所判事に補する
名古屋地方裁判所判事　加藤　幸雄
名古屋地方裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事
名古屋簡易裁判所判事に補する
名古屋簡易裁判所判事　加藤　幸雄
名古屋簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
仙台高等裁判所判事　木下　秀樹
名古屋高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京高等裁判所判事　中山　顕裕
仙台高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上二十五年十二月二十七日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事片山俊雄は二十五年十二月二十六日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

御答信

天皇陛下から平成二十五年十一月一日ドミニカ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十二月五日御答信があった。
天皇陛下から平成二十五年十一月十八日タジキスタン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十二月十八日御答信があった。

御答電

天皇陛下から平成二十五年十一月十四日ベルギー国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同月二十八日御答電があった。
天皇陛下から平成二十五年十月二十八日トルコ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十二月十二日御答電があった。
天皇陛下から平成二十五年十一月二十六日モルディブ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十二月十三日御答電があった。

官庁報告

法務

公証人任免

神戸地方法務局所属公証人石原周一は願により公証人を免ぜられた。（二十五年十二月二十日）（法務省）

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。
平成二十六年一月九日
関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　蒲原瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十六年一月三十一日　午後二時から
三　場所　巻商工会館　研修室（新潟県新潟市西蒲区巻甲二千五百七十六番地三）
四　事案の要旨
1　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）
2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び蒲原瓦斯株式会社（新潟県新潟市西蒲区巻甲四千百十一番地）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「蒲原瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年一月十六日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。
なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「蒲原瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年一月十六日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。
なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

蒲原

意見陳述届出書
関東経済産業局長　殿
届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）
住所　（電話番号）
職業

蒲原株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。